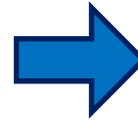


指定(地方)公共機関について

社会機能分科会(第3回)

資料3

行政機関だけでは新型インフルエンザ等対策の的確な実施は困難



指定(地方)公共機関による協力が必要

指定公共機関・指定地方公共機関とは

○ 指定公共機関 (法第2条第6号)

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの

○ 指定地方公共機関 (法第2条第7号)

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定(※)するもの

○ 義務等

① 責務 (法第3条第5項、6項)

- ・ 新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について対策を実施する責務を有する。
- ・ 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たり、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

② 業務計画の作成及び国(都道府県)への報告、関係地方公共団体への通知、要旨の公表

(法第9条)

③ 業務に係る対策の実施に必要な物資・資材の備蓄・整備・点検、施設・設備の整備・点検

(法第10条)

④ 政府対策本部長による総合調整、指示(指定公共機関のみ) (法第20条第1項、法第33条第1項)

都道府県対策本部長による総合調整、指示 (法第24条第1項、法第33条第2項)

※「総合調整」とは、指定(地方)公共機関の新型インフルエンザ等対策に関する業務が、その目的、手段、手続等の見地から相互に調和して行われるように、助言、要請、勧告等により調整を行うもの。

「指示」とは、方針、基準、手続等を示して一定の行為を実施させるものであり、「総合調整」に基づく所要の措置が実施されない場合で特に必要があるときに行う。

⑤ 国(都道府県)に対し、労務、施設、設備、物資の確保について応援を求めることができる

(法第27条)

新型インフルエンザ等対策における指定公共機関の指定基準 1/8

(1) 通則的な指定基準

指定公共機関の対象とする法人は、その業務の公益性や新型インフルエンザ等対策のための措置との関連性を総合的に判断して、指定することとなるのではないか。

具体的には以下のとおりとしてはどうか。

- ① 法2条6号の要件(公共的機関・公益的事業を営む法人)に該当すること。
- ② 当該法人の行う業務が、指定公共機関が実施する措置として想定されるものとの関連性が保たれていること。
- ③ 当該法人の業務地域が広域にわたること。
※ 基本的には全国の見地から指定することを想定している指定公共機関の性格を踏まえ、指定地方公共機関との役割分担上、少なくとも、当該法人の業務の影響が及ぼされる地域が2以上の都道府県にまたがることとする。(北海道、沖縄は別途考慮)
- ④ 当該法人が民間企業である場合には、その事業の規模が相当の規模と認められること。
※ 同一業種の事業者間での統合が図られるよう、事業規模が同程度の事業者については、当該事業者の意向を尊重しつつも、ばらつきが生じないよう指定。
- ⑤ 当該法人が措置を確実に実施することができると認められること。
※ 従業員数、業務用の施設・設備、経営状況等により確実に実施できるかどうか確認する。

新型インフルエンザ等対策のための措置との関連性



通則的な指定基準を踏まえつつ、新型インフルエンザ等対策特別措置法の措置と国民保護法等の措置の違いによる指定基準への影響をどのように考えるか。

新型インフルエンザ等対策における指定公共機関の指定基準 2/8

① 期待される措置が国民保護法等と同一である場合は、同じ基準としてはどうか。

イ) **電気通信事業者**の指定の考え方 : **通信及びその優先的取り扱いに対応**

- ① 通信及びその優先的取り扱いを確保できること。
(一定程度の伝送路設備(電気通信回線設備)を自ら設置する固定電話会社及び携帯電話会社)
- ② 地域ブロックの相当範囲で電気通信役務を提供する事業者であること。
(全国規模で電気通信役務を提供する事業者)
- ③ 電気通信事業者の中で一定の事業規模を有していること。
(固定電話会社はマイライン登録者数、携帯電話会社は加入者数をおおむね10%程度以上)

ロ) **電気事業者**の指定の考え方 : **電気の安定供給に対応**

- ① 相当数の需要者に電気を供給する義務を履行する事業者であること。
(通常業務として、供給区域において電気を供給する法的義務を負う一般電気事業者、及び一般電気事業者を相手方としてその供給電力を補完する電力を供給する法的義務を負う卸電気事業者のうち国が政策的に供給需要を満たすよう設立した事業者)

ハ) **ガス事業者**の指定の考え方 : **ガスの安定供給に対応**

- ① ガスを広域の供給区域で相当数の需要家に供給する事業者であること。
- ② 複数の都道府県でガスを供給する事業者であること。
- ③ ガス事業者の中で一定の事業規模を有していること。
(需要家数(取り付けガスメーター数)を基準として、家庭用需要家数がおおむね100万個以上)

新型インフルエンザ等対策における指定公共機関の指定基準 3/8

- ② 期待される措置が国民保護法等と違いがある場合、新型インフルエンザ等対策の特性を踏まえ、どのような基準とするか。

放送事業者

衆議院内閣委委員会(平成24年3月28日:抜粋)

- 質疑者:この指定公共機関には、放送局として政令で定めるものの中に民放は含まれるんでしょうか。
- 答弁者:民放各社については、災害対策基本法では指定をされておりませんので、本法案についても、現段階においては政令で指定することは想定をしていません。

新型インフルエンザ等対策においては、緊急を要する警報の放送の措置等はないため、災害対策基本法と同様に民間放送を指定しなくともよいのではないか。

運送事業者

- 特措法においては、「旅客及び貨物の運送を適切に実施するための必要な措置」(特措法53条)とあるが、国民保護法等では「旅客及び貨物の運送を確保するための必要な措置」とされている。
- 緊急物資の運送(特措法54条)は国民保護法等と同様である。
- 国民保護法において規定されている避難住民の緊急の運送の措置は特措法には規定されていない。

貨物

緊急物資の運送に着目すれば、国民保護法等と同じ基準で良いか。

旅客

特措法において国民保護法等と異なり「運送を適切に実施」としているのは、旅客輸送の混雑度合に着目して、感染拡大防止措置に配慮した上で、安定的な運行をすることが求められているためである。また、避難住民の緊急の運送の措置がない。これらの観点から規定しているところ。国民保護法等の指定基準と違いがあるか。

新型インフルエンザ等対策における指定公共機関の指定基準 4/8

具体的な指定基準をどのように考えるか。

イ) 鉄道事業者 : 避難住民の運送、緊急物資の運送、旅客及び物資の(適切な)運送

- ① 避難住民の運送に関して、相当数の旅客を広域的に運送できること。
 - ② 複数の都道府県の住民の相当数を運送する路線を運行すること。
 - ③ 旅客又は貨物の運送に関して、鉄道事業者の中で一定の事業規模を占めていること。
(旅客を運送する鉄道事業者は、営業キロ数がおおむね60km超であること、貨物を運送する鉄道事業者は、全国的規模で貨物運送事業を営む事業者であること)
- ⇒感染拡大防止の観点はどう考えるか
⇒避難住民の運送の措置がないことをどう考えるか。

ロ) 旅客自動車運送事業者(バス事業者) : 避難住民の運送、旅客及び物資の(適切な)運送

- ① 避難住民の運送に関して、相当数の旅客を広域的に運送できること。
 - ② 複数の都道府県において営業区域を有すること。
(乗合自動車運送事業者(路線バス事業者)は、単路線でなく、路線網として複数の都道府県の区域内又は道の区域の相当範囲において運航している事業者、貸切旅客自動車運送事業者(貸切バス事業者)は、複数の都道府県に営業所を配置していること)
 - ③ 旅客の運送に関して、バス事業者の中で一定の事業規模を占めていること。
(乗合自動車運送事業者は②と同様、貸切旅客自動車運送事業者はおおむね200台程度保有していること)
- ⇒感染拡大防止の観点はどう考えるか
⇒避難住民の運送の措置がないことをどう考えるか。

ハ) 航空事業者 : 避難住民の運送、旅客及び物資の(適切な)運送

- ① 避難住民の運送に関して、相当数の旅客を運送できること。
 - ② 国内路線をジェット航空機で運航している事業者であること。
(ジェット航空機は、旅客を運送する航空機にあつては座席が100席超のもの)
- ⇒避難住民の運送の措置はないが、在外邦人の帰国支援のため、指定が必要か。
⇒感染拡大防止の観点はどう考えるか。

新型インフルエンザ等対策における指定公共機関の指定基準 5/8

ニ) 旅客船事業者(旅客船フェリー事業者) : 避難住民の運送、旅客及び物資の(適切な)運送

- ① 避難住民の運送に関して、相当数の旅客を長距離運送できること。
- ② 長距離フェリーの航路等を運行している事業者であること。
(長距離フェリー航路(陸上輸送のバイパスとなる旅客フェリーの航路であって片道の航路距離が300km以上のもの)又は本土—沖縄航路を運航している事業者)
- ③ 旅客船事業者の中で一定の事業規模を有していること。(長距離フェリー等に就航させる船舶を3隻以上保有)
⇒感染拡大防止の観点をどう考えるか。
⇒避難住民の運送の措置がないことをどう考えるか。

ホ) 内航海運業事業者 : 緊急物資の運送

- ① 物資の輸送に関して、不特定多数の荷主に係る一般雑貨のような物品を広域的にて運送できること。
- ② 地域ブロックの相当範囲を運行する事業者であること。
(3以上の都道府県内の港湾に寄港する片道の航路距離が300km以上の定期航路を運航している事業者)
- ③ 内航海運業者の中で一定の事業規模を有していること。
(総トン数が1000トン超の一般貨物を運送する貨物船を3隻以上、又は、積載トン数が1000トン超の一般貨物を運送するコンテナ船を相当数運航している事業者)

ヘ) 貨物自動車運送事業者(トラック事業者) : 緊急物資の運送

- ① 物資の輸送に関して、相当数の貨物を幹線輸送として運送できること。
- ② おおむね全国的な規模で事業を営んでいる事業者であること。
(複数の地域ブロックに相当数の事業所を有していること)
- ③ トラック事業者の中で一定の事業規模を有していること。
(広域的な貨物の運送に供することのできるトラックを概ね10000台以上保有)

ト) 外航海運業事業者 : 緊急物資の運送

- ① 本邦と海外との間で相当数の物資を運送できること。
- ② 外航海運業者の中で一定の事業規模を有していること。
(総トン数、保有隻数等)

チ) 公共的施設の管理者 : 河川管理施設、道路及び空港の管理

法に規定されている公共的施設を管理する権限を有していること。(公共的施設の管理を実際に行う権限を有している事業者)

⇒新型インフルエンザ等発生時には、施設等が破壊されることはないがどう考えるか。

新型インフルエンザ等対策における指定公共機関の指定基準 6/8

- ③特措法では、感染症対策が柱の一つであることから、「医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売」を例示として明記している。

<期待される措置>

1 医療、医薬品・医療機器の製造・販売を確保するための必要な措置

医療、医薬品・医療機器の製造・販売の指定(地方)公共機関に対しては、政府(都道府県)対策本部長による総合調整が行われるのに加え、新型インフルエンザ等緊急事態における具体的な義務的措置として、「それぞれ業務計画に定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造若しくは販売を確保するため必要な措置を講じ」なければならない(第47条)。

具体的には以下を想定

- ①「医療を確保するため必要な措置」⇒新型インフルエンザ等患者等の診療時間の延長や重症患者の入院受入れのための院内感染防止等
- ②「医薬品の製造・販売を確保するための必要な措置」⇒抗インフルエンザウィルス薬、ワクチン等を平時よりも大量かつ迅速に供給
- ③「医療機器の製造・販売を確保するための必要な措置」⇒人工呼吸器やワクチン接種のための注射針・シリンジ等を平時よりも大量かつ迅速に供給

2 医薬品・医療機器の配送要請・指示に応じなければならない

医薬品等販売業者である指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な医薬品又は医療機器の配送要請に応じなければならない(第54条第2項・第3項(※))⇒上述の医薬品・医療機器の配送

※一般の運送事業者である指定公共機関が負う義務である特措法第54条第1項とは別に、同条第2項において同様の義務が定められているのは、医療用医薬品・医療機器の供給は、卸が製造販売業者から仕入れ、品質管理を行いつつ保管・品揃えし、医療機関等からの注文に応じて販売するという供給ルートが確立しているほか、卸は、取り扱う製品の有効性・安全性・適正使用に必要な情報の提供や副作用報告等の収集、製品による保健衛生上の危害発生・拡大のおそれがある場合の当該製品の回収等を製造販売業者から委託されている特殊性を持つがゆえに、通常の運送業と完全に同一に論じられないためである。



新型インフルエンザ等対策特有の措置であるが、通則的な基準は同じではないか

○法人の行う事業の公益性、新型インフルエンザ等に対処するために必要な措置との関連性などを総合的に判断

○新型インフルエンザ等の医療に直接の関係がない者に重い義務や、平時から新型インフルエンザ等対策に必要な物資の備蓄(第10条)等の義務を負わせることは適当でないことから指定しないのではないか。

※個社指定以外に、全国的な事業者団体を指定公共機関として指定することも考えられるのではないか。

具体的な指定基準をどのように考えるか。

イ) 医療機関に係る具体的な指定基準は以下の考え方でどうか

知事が、当該都道府県全体の医療提供体制を総合的に勘案して指定地方公共機関として指定するのが適当ではないか。

(感染症法)発生時も含めた具体的な医療提供体制は、都道府県が計画を定めて整備

(特措法)医療関係者に対する患者等の医療従事の要請(第31条)や臨時の医療施設の開設(第48条)は、都道府県知事の権限

考え方:

①感染症対応に専門的な知見及び施設をもつ感染症指定医療機関(特定、第一種、第二種)

②内科、小児科、呼吸器科など新型インフルエンザ等患者への安定的な医療提供を確保できるよう、相当数の入院病床があり、救命対応が可能な医療機器等が整備されていることとしてはどうか。
(重症患者の治療が特に重要であることと考えられるため。)

※感染症指定医療機関以外であっても、飛沫及び飛沫接触による感染が中心となると推測される場合には、陰圧装置付きの感染症専用ベッドを不可欠とするものではないから、当該地域における新型インフルエンザ等医療における重要性の程度を踏まえ、指定地方公共機関として指定することが適当

※ 個別の医療機関の他に、全ての医療機関が新型インフルエンザ等の診療に関わる可能性があるという観点から、国民保護法等でも指定されている医療機関間の総合調整を行う団体(地方医師会)の指定が想定される。

新型インフルエンザ等対策における指定公共機関の指定基準 8/8

ロ) 医薬品に係る具体的な指定基準は以下の考え方でどうか

①抗インフルエンザウイルス薬

基準: 抗インフルエンザウイルス薬の製造販売業者

薬事法に基づく製造販売承認を受け、品質保証、継続供給等の責務を有する製造販売業者を指定してはどうか。

②ワクチン

基準: 新型インフルエンザ発生時において、国の指示の下、新型インフルエンザワクチンを生産し、日本国内に供給する義務等を有する製造販売業者

③その他

新型インフルエンザ等に典型的に必要とされる医薬品にはこの他に何があるか。

ハ) 医療機器に係る具体的な指定基準は以下の考え方でどうか

①人工呼吸器: 呼吸器系に重い症状が多くなるとされる新型インフルエンザにおいて重要

②注射針、シリンジ: 新型インフルエンザ等対策においては、予防接種が非常に大きな比重を持つ

③その他

新型インフルエンザ等に典型的に必要とされる医療機器にはこの他に何があるか。

二) 医薬品・医療機器卸に係る具体的な指定基準は以下の考え方でどうか

相当数の医薬品・医療機器を安定的に供給することができる体制が整備されていること。

他制度において指定公共機関に指定されている事業者

青字：国民保護法のための指定公共機関 赤字：災害対策基本法のための指定公共機関 黒字：両法共通（平成24年8月24日現在）

指定公共機関	
業種	事業者名
医療	日本赤十字社
電気	沖縄電力株式会社 関西電力株式会社 九州電力株式会社 四国電力株式会社 中国電力株式会社 中部電力株式会社 東京電力株式会社 東北電力株式会社 北陸電力株式会社 北海道電力株式会社 電源開発株式会社 日本原子力発電株式会社
ガス	大阪瓦斯株式会社 西部瓦斯株式会社 東京瓦斯株式会社 東邦瓦斯株式会社
鉄道	北海道旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 東海旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 四国旅客鉄道株式会社 九州旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 東京地下鉄株式会社 小田急電鉄株式会社 近畿日本鉄道株式会社 京王電鉄株式会社 京成電鉄株式会社 京阪電気鉄道株式会社 京浜急行電鉄株式会社 相模鉄道株式会社 西武鉄道株式会社 東京急行電鉄株式会社 東武鉄道株式会社 名古屋鉄道株式会社 南海電気鉄道株式会社 西日本鉄道株式会社 阪急電鉄株式会社 阪神電気鉄道株式会社
道路管理	東日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社
道路旅客・貨物送	ジェイアール九州バス株式会社 ジェイアール四国バス株式会社 ジェイアール東海バス株式会社 ジェイアールバス関東株式会社 ジェイアールバス東北株式会社 ジェイ・アール北海道バス株式会社 中国ジェイアールバス株式会社 西日本ジェイアールバス株式会社 小田急バス株式会社 神奈川中央交通株式会社 近鉄バス株式会社 京王電鉄バス株式会社 京成バス株式会社 京阪バス株式会社 京浜急行バス株式会社 国際興業株式会社 西武バス株式会社 東急バス株式会社 東都観光バス株式会社 東武バスセントラル株式会社 南海バス株式会社 日本交通株式会社 阪急バス株式会社 阪神バス株式会社 三重交通株式会社 名阪近鉄バス株式会社 佐川急便株式会社 西濃運輸株式会社 日本通運株式会社 福山通運株式会社 ヤマト運輸株式会社
空港管理	新関西国際空港株式会社 中部国際空港株式会社 成田国際空港株式会社
航空	ANAウイングス株式会社 株式会社スターフライヤー 株式会社ジャルエクスプレス スカイネットアジア航空株式会社 スカイマーク株式会社 全日本空輸株式会社 日本航空株式会社 日本トランスオーシャン航空株式会社 北海道国際航空株式会社
水運	オーシャントランス株式会社 株式会社フェリーさんふらわあ 株式会社名門大洋フェリー 商船三井フェリー株式会社 新日本海フェリー株式会社 太平洋フェリー株式会社 阪九フェリー株式会社 マルエーフェリー株式会社 宮崎カーフェリー株式会社 井本商運株式会社 川崎近海汽船株式会社 近海郵船物流株式会社 栗林商船株式会社 琉球海運株式会社
金融	日本銀行
報道	日本放送協会 朝日放送株式会社 株式会社TBSテレビ 株式会社テレビ朝日 株式会社テレビ東京 株式会社フジテレビジョン 株式会社毎日放送 関西テレビ放送株式会社 中京テレビ放送株式会社 中部日本放送株式会社 東海テレビ放送株式会社 名古屋テレビ放送株式会社 日本テレビ放送網株式会社 読売テレビ放送株式会社 大阪放送株式会社 株式会社ティ・ビー・エス・ラジオ・アンド・コミュニケーションズ 株式会社日経ラジオ社 株式会社ニッポン放送 株式会社文化放送 東海ラジオ放送株式会社
通信	日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ ソフトバンクモバイル株式会社
郵便	郵便事業株式会社 郵便局株式会社

※この他、独立行政法人が指定されている。

指定地方公共機関(東京都)

業種	事業所名
医療	財団法人献血供給事業団 社団法人東京都医師会 社団法人東京都歯科医師会 社団法人東京都獣医師会 財団法人東京都保健医療公社 社団法人東京都薬剤師会
ガス	昭島ガス株式会社 青梅ガス株式会社 大東ガス株式会社 社団法人東京都エルピーガス協会 武陽ガス株式会社
鉄道	首都圏新都市鉄道株式会社 多摩都市モノレール株式会社 東京モノレール株式会社 東京臨海高速鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 株式会社ゆりかもめ 東武鉄道株式会社 東京急行電鉄株式会社 京成電鉄株式会社 京王電鉄株式会社 京浜急行電鉄株式会社 西武鉄道株式会社 小田急電鉄株式会社 東京地下鉄株式会社
道路管理	東京都道路公社
道路旅客・貨物送	社団法人東京バス協会 社団法人東京乗用旅客自動車協会 社団法人東京都個人タクシー協会 東京都庁輸送事業協同組合 社団法人東京都トラック協会
航空	新中央航空株式会社 東邦航空株式会社
水運	小笠原海運株式会社 伊豆諸島開発株式会社 神新汽船株式会社 東海汽船株式会社 伊豆七島海運株式会社 株式会社共勝丸 新島物産株式会社
報道	エフエムインターウェブ株式会社 株式会社エフエム東京 株式会社J-WAVE 東京メトロポリタンテレビジョン株式会社 株式会社東京放送 株式会社文化放送 株式会社ニッポン放送 株式会社アール・エフ・ラジオ日本 株式会社日経ラジオ社 日本テレビ放送網株式会社 株式会社テレビ東京 株式会社フジテレビジョン 株式会社テレビ朝日 株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ